

会場でいただいた質問票について

(1) いただいた質問票とその回答

<p>① NUMONUMO事業関連</p>
<p>Q1： 10箇所程度の「程度」の範ちゅうは、まさか3つでも「10箇所程度の内だ」なんて言わないよね。「10箇所『前後』」とは言っていないのだから最低「10」が10箇所程度だと促えていいか。</p>
<p>A1：【文献調査地域拡大に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在、寿都町、神恵内村の2町村の他に、佐賀県の玄海町でも文献調査を行っています。</li><li>・NUMOとしては、諸外国の例も参考に、全国で5～10地点で文献調査を実施したいと考えております。文献調査地区の拡大に向けて、引き続き全国で取り組みを進めてまいります。</li></ul>
<p>Q2： 本日の稚内会場を含めて、これまで実施した説明会で出された質問・意見に対する経産省やNUMOの回答は、いつホームページに公開されるのか。その回答も踏えて4月18日までに意見書を提出することになるので、至急、掲載してもらいたい。</p>
<p>A2： ・説明会内でいただいたご質問について、当日可能な限りお答えをしましたが、お答えできなかった分もあるため、全数NUMOのホームページに回答を掲載いたします。</p>
<p>Q3： NUMO、国は住民、道民の意見、質問を聞き、対応を改善する気があるのですか。この報告書について、その内容を地域および全国の方々に丁寧に説明していくと言っていますが、この説明会で紙の質問以外受け付けない、会場での発言は認めない。写真も録音も認めない。NUMOと国の言い分だけ聞けというやり方は住民・道民への押しつけ以外の何ものでもありません。これが丁寧なやり方なのですか住民・道民・国民としっかり話し合う場を作る気はないのですか。</p>
<p>A3：【できるだけ多くの参加者の皆さまからのご関心・ご質問に丁寧かつ正確にお答えするため、紙へのご記入をお願いしています。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご質問を紙に記入していただく目的が2つあります。</li><li>・まず一つ目は、皆様がどのようなところにご関心・ご質問をお持ちか、紙でいただいて、整理したうえで、丁寧かつ正確にお答えしたいと考えているためです。</li><li>・二つ目は、挙手でのご質問にした場合、参加者の中にはなかなか挙手でのご質問がしにくいという方もいらっしゃると思います。そういった方々のお声もお聴きしたいと考え、ご質問を紙に記入いただき、回答させていただくルールとさせていただきます。</li><li>・なお、3月16日に「文献調査報告書の概要説明と質疑の場」を開催し、そこでは口頭による質問にもお答えさせていただきます。</li></ul>
<p>Q4： 社会的観点から「核のゴミは受け入れがたい」とする道条例がある。北海道で概要調査に進条件はないと考えるが。最終処分法の選定基準基づかないで、これ以上進めることは許されない。</p>
<p>A4：【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。</li><li>・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。</li></ul>

<p>・なお、文献調査の結果、寿都町においては寿都町全域及び海岸から15km以内の大陸棚、神恵内村においては神恵内村全域及び海岸から15km以内の大陸棚から、積丹岳から半径15km以内を除いた範囲（境界は明確ではない）を概要調査地区の候補としています。</p>
<p>Q5： 見通しももたずに原発を設置しながら、処分場をどこかに引き受けてもらおうというのはあまりに無責任だと思います。万一事故がおこった場合もどうするかはどう考えているのでしょうか。</p>
<p>A5：【火災、落下、放射線被ばくの発生という事故を想定しています】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業期間中には、処分坑道の掘削と掘削した土の排出、坑道への放射性廃棄物の搬入と埋設、坑道の埋め戻しが継続的に行われます。この間における事故や災害の発生を防止するため、安全な坑道掘削工法を採用し、坑道掘削作業の安全確保を徹底するとともに、坑道に設置する設備の耐震対策、湧水対策をはじめとする坑道の健全性を維持・監視する対策を高い品質で計画・実施します。また、放射性廃棄物の埋設作業にあたっては、搬送中の車両火災事故防止対策、ガラス固化体の落下防止対策や放射線被ばく等の防護対策並びに不測の事態に備えた緊急待避所等の対策を講じます。</li> <li>・ 地上施設については、施設・設備の耐震設計・津波対策等を講じるとともに、設備の故障の発生に備えて動的安全設備の多重化・多様化を図ります。また、事故の発生に備えて環境モニタリングを含む安全対策を整備します。</li> <li>・ こうした対策にもかかわらず不測の事態が発生した場合には、NUMOの責任において速やかに必要な対策を講じ、被害の拡大防止に努めるとともに、情報公開や徹底した原因究明を行います。</li> </ul>
<p>Q6： ニューモが、100年も1,000年もこの事業と、管理を全責任を持ってやるということなのですか。そのプロセスはできているのですか。自分達が関係なくなればそれで終わりということではないですよね</p>
<p>A6：【地層処分は人的管理に依らない方法です。また、埋め戻しまでの間はモニタリングを実施します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地層処分は、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない方法として、地下深くの安定的な地層に廃棄物を埋設処分することで、人間の生活環境から隔離し、人間の生活環境への影響を及ぼさないようにする（十分におさえる）ことを目指すものです。したがって、人の手による能動的な管理を継続的に行うことは想定していません。</li> <li>・ いずれにせよ、原子力規制委員会が今後策定する安全規制を遵守していくこととなりますが、埋め戻し（閉鎖）までの間は常にモニタリングを行い、問題がないか監視するとともに、埋め戻し後の取り扱いについても、地域の皆様に安心いただけるよう、地域の方々とは相談しながら対応を進めてまいります。</li> </ul>
<p>Q7： 寿都町の勉強会の回答集（寿都町作成）に、「国では、10箇所程度の調査地から建設地を選定したいとの考えですが」とあり、原子力環境整備促進・資金管理センターの資料には「諸外国でも、ボーリング調査地域については10箇所程度を選定」とあるが、日本で「10箇所程度」とする根拠について、どの法令または指針・方針・計画等によるものか。また、諸外国のようにボーリング調査（概要調査相当）が10箇所程度なのか、文献調査だけの10箇所程度なのか。</p>
<p>A7：【文献調査地域拡大に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、寿都町、神恵内村の2町村の他に、佐賀県の玄海町でも文献調査を行っています。</li> <li>・ NUMOとしては、諸外国の例も参考に、全国で5～10地点で文献調査を実施したいと考えております。文献調査地区の拡大に向けて、引き続き、取り組みを進めてまいります。</li> <li>・ 最終処分事業が進んでいる諸外国では、例えばフィンランドでは、調査候補地域として102カ所が抽出され、そのうち「調査に応じる」と回答するなどした5つの自治体で、日本の</li> </ul>

「概要調査」にあたるボーリング調査が実施されました。また、スウェーデンでは6カ所から、カナダでは2カ所から1カ所に絞り込みを行っています。

Q 8 :

ガラス固化体がすでにたくさんあるのに国内に1ヶ所で足りるのか。→おかしい

A 8 :【全国の原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を4万本以上埋設できる施設を全国で1ヶ所つくる計画です。】

- ・今後の原子力発電所の稼働状況にもよりますが、現行計画では、全国の原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を4万本以上埋設できる施設を、全国で1ヶ所つくることを想定しています。
- ・現在、ガラス固化体約2,500本と使用済燃料約20,000トンが既に存在しています。この使用済燃料をすべて再処理すると、今あるガラス固化体と合わせ、約27,000本相当のガラス固化体が存在することになります。将来の原子力発電所の稼働見込については今後の議論になりますが、100万kw級の原子力発電所を1年間稼働した場合、約20～30本のガラス固化体が発生することになります。現在、14基の原子力発電所が稼働しているため、年間約300本のガラス固化体が発生していることになります。したがって、4万本に達するまでは、将来の原子力発電所の稼働数にもよりますが、数十年はかかると考えています。

Q 9 :

なぜ北海道なのか。

A 9 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。】

- ・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。
- ・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。

Q 10 :

地層処分の事業は数十年程度になることから、人材育成が重要になってくると思います。NUMOや外注先の人材が今後減っていくことが予想されるが、その問題にどのように対応しているのか？

A 10 :

- ・地層処分事業は100年を要する長期的な事業であるため、事業の着実な遂行と長期的な展開に向け、2018年に「中期人材確保・育成方針」策定しました。
- ・当該方針に基づき、例えば、対話活動の充実に向け、相手の目線に立って説明ができる、マスメディア広報に精通している人材の採用、育成に努めています。また、技術的な観点では、文献調査の円滑な実施に向け、地質環境調査に精通している人材の採用、育成に努めています。
- ・今後も、最終処分事業の進展に応じて、計画的な人材の確保と育成を進めてまいります。

Q 11 :

北海道庁や道議会との協議状況は？反対の声が強まった場合、NUMOはどのように対応するのか？

A 11 :【引き続き、地域の皆様にご理解いただくべく取り組んでまいります。】

- ・これまで、文献調査の結果について、寿都町・神恵内村及び道内の14振興局、希望いただいた自治体において、全25回の説明回を開催させていただきました。また、新聞広告や札幌駅、新千歳空港でのデジタルサイネージ等のメディア広報にも取り組みました。
- ・最終処分事業について地域の皆様にご理解いただくべく、引き続き丁寧に取り組むを進めてまいります。なお、3月16日に「文献調査報告書の概要説明と質疑の場」を開催し、そこでは口頭による質問にもお答えさせていただきます。

Q12:

事故が発生した場合の補償制度は？放射性物質漏洩などの万が一の事故が発生した場合、誰が責任を追い、どのような補償がなされるのか？また、補償の範囲はどこまで適用されるのか？

A12:【事業者であるNUMOが責任を担います。】

- ・処分事業における一義的責任は事業実施主体であるNUMOが負います。安全規制への適合・遵守にとどまることなく、安全性の向上に向けて不断に取り組む責務を有するとともに、万が一事故が起きた場合の防護措置などについても国や地方公共団体と連携しながら対策を講じます。また、NUMOは、原子力損害賠償制度に基づく賠償責任を負います。
- ・なお、NUMOが対応困難となった場合や、NUMOが解散した後については、国が必要な措置を講じます。

Q13:

北海道知事の反対をどう受け止めているのか？知事が反対の立場を明確にしているにもかかわらず、道庁や道議会の合意なしに進めることは、道民の声を無視した強行策にならないのか？

A13:【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。】

- ・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。
- ・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。
- ・これまで、文献調査の結果について、寿都町・神恵内村及び道内の14振興局、希望いただいた自治体において、全25回の説明回を開催させていただきました。また、新聞広告や札幌駅、新千歳空港でのデジタルサイネージ等のメディア広報にも取り組みました。
- ・最終処分事業について地域の皆様にご理解いただくべく、引き続き丁寧に取り組みを進めてまいります。なお3月16日に「文献調査報告書の概要説明と質疑の場」を開催し、ここでは口頭による質問にもお答えさせていただきます。

Q14:

漁業・酪農への風評被害対策は？NUMOは経済的影響についてどのように試算し、どのような対策を講じるのか？

A14:【引き続き丁寧な対話活動や、正しい情報発信に取り組めます。】

- ・地域の皆さまに、ご不安やご懸念の声があることも十分承知しており、こうした声のひとつひとつお答えしながら、一層の対話活動を進めて参りたいと考えています。
- ・また、処分場の建設までは文献調査、概要調査、精密調査を段階的实施しますが、その調査期間内に放射性廃棄物を持ち込むことは一切ありません。こうした中でも、事実と異なる風評が起これる場合には、正しい情報に関する一層の国民理解や情報提供に取り組む所存です。

Q15:

住民の自由な意思決定を尊重しているか？経済的な理由で受け入れを決めざるを得ない自治体があるが、この決定が本当に民主的なものと言えるのか？

A15:【その意に反して先に進むことはありません。】

- ・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。

Q16:

寿都町、神恵内の住民調査はどのようになっているか。

A16:【その意に反して先に進むことはありません。】

・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。

Q 1 7 :

何故各原発内で管理できないのか。地下で何が起きてかわからないより、管理しやすい場所で対処したほうが安心できる。人為、自然災害リスク→地上保管はこのリスクは地下でも同じではないか。

A 1 7 :【最終処分は原子力発電を利用してきた国民共通の課題です。】

- ・原子力発電所の規制審査では、自然災害等が地上施設の安全性へ与える影響を評価している一方で、最終処分地選定にむけたプロセスの1つである概要調査では、地下深部における超長期安定性等を評価するため、原子力発電所の立地地域を、一概に地層処分の適地と評価することはできません。原子力発電所が立地しているか否かに関わらず、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、安全性の確保を大前提としつつ着実に最終処分事業を進めていく必要があると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく取り組んでまいります。
- ・また、地上施設で貯蔵管理する方式の場合、それが人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年といった長期にわたり地上施設を維持・管理していく必要があります。その間には施設の修復や建て替えも必要となります。さらに地震、津波、台風等の自然現象による影響や、戦争、テロ、火災等といった人間の行為や、今後の技術その他の変化による不確実性の影響を受けるリスクがあります。長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要がある地上施設を残すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、世代間責任の観点からも適切ではありません。国際協力機関である経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）においても、「廃棄物発生者は、将来世代に過度の負担を課さないよう、これらの物質に責任を持つとともに、そのための方策を準備すべき」「廃棄物管理の方策は、不明確な将来に対して安定した社会構造や技術の進展を前提としてはならず、能動的な制度的管理に依存しない受動的に安全な状態を残すことを目指すべき」とされており、長期にわたる人の管理を必要としない最終的な処分を行うべきであるというのが国際的にも共通した認識です。

Q 1 8 :

泊原発のそばに地層処分してはどうか

A 1 8 :【最終処分は原子力発電を利用してきた国民共通の課題です。】

- ・原子力発電所の規制審査では、自然災害等が地上施設の安全性へ与える影響を評価している一方で、最終処分地選定にむけたプロセスでは、地下深部における超長期安定性等を評価するため、原子力発電所の立地地域を、一概に地層処分の適地と評価することはできません。原子力発電所が立地しているか否かに関わらず、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、安全性の確保を大前提としつつ着実に最終処分事業を進めていく必要があると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく取り組んでまいります。

Q 1 9 :

何故各原発で管理できないか。P 9の地上保管のリスク、人為、自然災害は地下でも同じで、地下で何が起きているかわからないより、管理しやすい場所で対処した方が安心ではないか

A 1 9 :【最終処分は原子力発電を利用してきた国民共通の課題です。】

- ・原子力発電所の規制審査では、自然災害等が地上施設の安全性へ与える影響を評価している一方で、最終処分地選定にむけたプロセスでは、地下深部における超長期安定性等を評価するため、原子力発電所の立地地域を、一概に地層処分の適地と評価することはできません。原子力発電所が立地しているか否かに関わらず、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、安全性の確保を大前提としつつ着実に最終処分事業を進めていく必要があると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく取り組んでまいります。

・また、地上施設で貯蔵管理する方式の場合、それが人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年といった長期にわたり地上施設を維持・管理していく必要があります。その間には施設の修復や建て替えも必要となります。さらに地震、津波、台風等の自然現象による影響や、戦争、テロ、火災等といった人間の行為や、今後の技術その他の変化による不確実性の影響を受けるリスクがあります。長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要のある地上施設を残すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、世代間責任の観点からも適切ではありません。国際協力機関である経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）においても、「廃棄物発生者は、将来世代に過度の負担を課さないよう、これらの物質に責任を持つとともに、そのための方策を準備すべき」「廃棄物管理の方策は、不明確な将来に対して安定した社会構造や技術の進展を前提としてはならず、能動的な制度的管理に依存しない受動的に安全な状態を残すことを目指すべき」とされており、長期にわたる人の管理を必要としない最終的な処分を行うべきであるというのが国際的にも共通した認識です。

Q 2 0 :

文献調査の4番目、5番目、6番目の地域（市町村）のメドはたっているのか。具体的な市町村名まではともかく、現状はどうなっているのか。

A 2 0 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。】

- ・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。
- ・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。

Q 2 1 :

寿都町、神恵内村で20億円でこれまでに、20億円の交付金以外にいくら経費（事務所借上げ、備品・消耗品費、光熱水費、通信費、渉外費、広報宣伝活動費、滞在する職員に要した給与諸手当・旅費等）を費やしたのか。

A 2 1 : 文献調査の費用につきましては、2020年度～2023年度までに、寿都町、神恵内村合わせて約2億4千万円を計上しています。

## ② NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q 1 :

寿都町にしても神恵内村にしても、いったい何箇所ボーリングをするのでしょうか。何万本もやる訳ではないだろうし、ダムにする訳でもないだろうから、住宅等の建物や畑地などはやらないと思う。いずれにしても、ある程度、除外する区域や対象区域の絞り込みができないというなら、文献調査の結果に信頼性はありません。

A 1 :【文献・データでは十分に評価できないものは、次の段階の現地調査で詳しく調べた上で判断するという考え方です。情報が十分でないために、「基準に該当することが明らか又は可能性が高い」といえるものは多くはありません。】

- ・断層を例にとる（資料のP31）と、避けるべき基準に該当するかどうかを十分に評価するには、地形調査、ボーリング調査、物理探査などの結果を組み合わせることが必要です。しかしながら、費用、手間がかかるので多くの文献・データでは地形調査にとどまっています。したがって、基準に該当することが明らか又は可能性が高いものは少なく、「概要調査で確認する」ものがどうしても多くなります。
- ・ボーリング調査につきましては現在、検討中であり、詳細については、概要調査に進ませていただくことができた場合に、皆さまにしっかりとご説明させていただきます。

Q 2 :

最終処分地に「核のごみ」を埋め、施設が閉鎖された後に放射能もれが分かった場合どうするのですか。

A 2 : 【地層処分は人的管理に依らない方法です。また、埋め戻しまでの間はモニタリングを実施します。】

- ・地層処分は、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない方法として、地下深くの安定的な地層に廃棄物を埋設処分することで、人間の生活環境から隔離し、人間の生活環境への影響を及ぼさないようにする（十分におさえる）ことを目指すものです。したがって、人の手による能動的な管理を継続的に行うことは想定していません。
- ・いずれにせよ、原子力規制委員会が今後策定する安全規制を遵守していくこととなりますが、埋め戻し（閉鎖）までの間は常にモニタリングを行い、問題がないか監視するとともに、埋め戻し後の取り扱いについても、地域の皆様に安心いただけるよう、地域の方々と相談しながら対応を進めてまいります。
- ・なお、処分事業における一義的責任は事業実施主体であるNUMOが負います。NUMOが対応困難となった場合や、NUMOが解散した後については、国が必要な措置を講じます。

Q 3 :

処分事業が進められている段階（「核のごみ」を運搬から埋めるまで）で、想定される事故はどんなものがありますか。

A 3 : 【火災、落下、放射線被ばくの発生という事故を想定しています】

- ・操業期間中には、処分坑道の掘削と掘削した土の排出、坑道への放射性廃棄物の搬入と埋設、坑道の埋め戻しが継続的に行われます。この間における事故や災害の発生を防止するため、安全な坑道掘削工法を採用し、坑道掘削作業の安全確保を徹底するとともに、坑道に設置する設備の耐震対策、湧水対策をはじめとする坑道の健全性を維持・監視する対策を高い品質で計画・実施します。また、放射性廃棄物の埋設作業にあたっては、搬送中の車両火災事故防止対策、ガラス固化体の落下防止対策や放射線被ばく等の防護対策並びに不測の事態に備えた緊急待避所等の対策を講じます。
- ・地上施設については、施設・設備の耐震設計・津波対策等を講じるとともに、設備の故障の発生に備えて動的安全設備の多重化・多様化を図ります。また、事故の発生に備えて環境モニタリングを含む安全対策を整備します。
- ・こうした対策にもかかわらず不測の事態が発生した場合には、NUMOの責任において速やかに必要な対策を講じ、被害の拡大防止に努めるとともに、情報公開や徹底した原因究明を行います。

Q 4 :

地下水の流れ遅い、説明の時、もれだしても地下水の流れが遅いとあったが、いずれ放射性物質がもれだすことが前ていなのか。人間の生活環境から隔離と絶対と言えるのか。

A 4 : 【地層処分は、仮に放射性物質が漏れ出しても地表の人間には影響を及ぼさないようにするという考え方に立っています】

- ・地層処分は、放射性物質を全く漏れ出さないようにするというものではなく、一定時間で放射能が半分になるという放射性物質の性質や、地下300m以深の岩盤・人工バリアが持つ物を閉じ込める機能により、仮に漏れ出したとしても、地表に到達するには非常に長い時間がかかるような環境を作ることで、この間に放射能が減衰するため地表の人間は影響を受けない、という考え方に立脚しています。
- ・具体的には、ガラス固化体をオーバーパックといわれる金属製の容器に封入し、さらにその周囲を緩衝材となる粘土を設置して、地下300m以深の水を通しにくい岩盤中に埋設します。オーバーパックや水を容易に通さない緩衝材は、地下水とガラス固化体との接触を防止します。特に、ガラス固化体の放射能が高い期間である埋設後少なくとも1000年間は、オーバーパックによりガラス固化体と地下水の接触を防止するように設計します。地下水とガラス固化体が接した場合でも、ガラス固化体は溶けにくく、緩衝材や岩盤は放射性物質を吸着するなど、放射性物質を地下深部にとどめる様々な機能をガラス固化体等が有します。これらの性質により、ガラス固化体と地下水が接し、ガラス固化体から放射性物質が地下水へ溶け出した場合でも、数万年以上の長期にわたって放射性物質は地下深部の処分施設近傍

<p>に多くがとどまり、この一部が地表に到達するとしても非常に長い時間がかかります。この間に、放射能は減衰し、地表の人間が放射線による影響を受けるリスクは十分に小さくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、処分深度については、フィンランドはオルキルオトという場所に、地下400～450mの深さに処分場を設置する計画を進めています。第2次とりまとめでは、モデルケースとして地下500mや1000mでの処分した場合の安全評価を行っており、安全に処分ができるとの結論を得ています。その上で、諸外国における深度に関する検討状況等を考慮し、地下300mが最小限必要な深さとして最終処分法で規定されています。なお、300m以深における適切な処分深度については、処分場の候補となる地域の地質環境特性等を鑑みて設定します。</li> </ul>
<p>Q5： 地下水を調べたか。</p>
<p>A5：【地下水の流れがより緩やかな場所に処分します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地層処分の観点からは、地下水の存在の有無よりも、その地下水がどの程度の速さで流れているかが重要な評価のポイントになります。一般的に、地下深くでは岩盤が水を通しにくく、また水を通そうとする力も小さいことから、地下水の流れは1年間に数ミリメートル程度と非常に遅いことが確認されています。文献調査、概要調査、精密調査の段階的な処分地選定調査の中では、地下水の流れがより緩やかな場所を絞り込んでいくことになります。</li> <li>文献調査では技術的観点の検討として地下水について調査しています。地下深部のデータとしては、pHの値（測定深度は不明でした）が得られた程度です。寿都町では7.2～9.1、神恵内村では6.7～9.6程度であり、日本の地下深部に広く認められる値と同程度でした。</li> </ul>
<p>Q6： 地震大国日本は、地層処分できる地層はないという知見がこれまでに出版されているのに、国民的議論なく地層処分地選定が進められているのは何故ですか。</p>
<p>A6：【地層処分は、地震の影響を受けにくいとされています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地層処分の場合、常に地下は地層の重さ分の強い圧力がかかっています。東日本大震災級の揺れが発生したと仮定しても、地震の揺れで加わる力は、常にかかっている力に比べて小さい（例：約1/20以下）とされています。また廃棄体の埋設後の地震の揺れによる影響は、一般論として、地下での揺れが地表付近と比較して小さくなる（1/3から1/5程度）ことや、廃棄体と岩盤と一緒に揺れることから、地下深部の処分施設に地上と同程度の大きな影響が及ぶことは考えにくいとされています。その上で、処分場を設計していく際には、地震の影響も考慮します。具体的には、廃棄体や処分施設が受ける地震の影響について、個別地点における詳細な処分地選定調査の中で、過去の地震の履歴などを綿密に調査・評価するとともに、起こりうる最大の地震動を想定し、工学的対策によって構造や機能の健全性が確保されるかどうか等を検討していくことになります。</li> </ul>
<p>Q7： 地層処分＝日本列島には安定した地層はなく、地層処分は不適切と思う。</p>
<p>A7：【我が国において地層処分が実現可能であることは、過去複数回にわたって確認されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国では、1976年より地層処分に係る研究開発を開始しており、その成果をとりまとめた「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」（1999年、核燃料サイクル開発機構）において、我が国地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されるとともに、2000年に原子力委員会において、我が国において地層処分が技術的に実現可能であると判断されています。以降も、2014年、2024年に地質関係専門家による評価を行い、最新の科学的知見を踏まえてなお、我が国において地層処分が技術的に実現可能であることを改めて確認してきたところです。</li> </ul>
<p>③ 文献調査報告書の内容関連</p>
<p>Q1：</p>



寿都町内の大部分が、最終処分場に不適地な第四紀火山であることが、北海道教育大岡村聡名誉教授らの調査で指摘されました。調査は中止し、概要調査に進むべきではないと考えますがいかがですか。

A 1 : 【ご指摘の岡村名誉教授による報告の内容では、避ける場所の基準に該当するかはまだ不確かであると考えています。引き続き確認に努めたいと考えます。】

- ・文献調査では、学術論文など「品質が確保され一般的に入手可能な文献・データ」を用いています。ご指摘の北海道教育大学岡村聡名誉教授による報告については、学会で口頭発表されたものであり、現時点で、論文などになっていないと認識しています。引き続き、新たに公表される論文等の把握に努めます。
- ・また、避ける場所の基準に照らした評価としては、年代のみならず、火山活動の中心であったか否か等を確認する必要があると考えています。概要調査に進むこととなれば、そこでしっかり確認したいと考えています。

Q 2 :

文献調査の文献が問題である。新たな調査での知見が得られたのに、対象にしていない。第四紀一文献が問題。新たな知見を取り入れていない。

A 2 : 【文献調査結果に影響を与える文献・データについては対応を検討します。なお、調査のよりどころとした「文献調査段階の評価の考え方」は最新の知見を踏まえて取りまとめられています。】

- ・報告書については、国の審議会において確認いただいた令和6年7月末までの情報に基づいています。以降の新しい文献・データについては、基本的には概要調査以降に把握し、反映していきますが、文献調査結果に影響を与える情報や新知見があれば、対応を検討します。
- ・報告書作成のよりどころとした「文献調査段階の評価の考え方」は、国の審議会において最新の知見を踏まえて作成されました。
- ・噴火については、新たな火山に関連する、地下深部の温度構造、物性分布、地下水等の化学特性などを中心に最新の知見が整理されました。

Q 3 :

評価できないことがなぜ概要調査に進むことになるのか。概要調査ありきで進められている。

A 3 : 【文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかどうか、という基準で調査を実施しており、概要調査に入ることありきで実施したものではありません。】

- ・文献調査では、「文献調査段階の評価の考え方」に基づき、避けるべき基準に該当するものがあるかどうかという基準で調査を実施しており、概要調査に入ることありきで実施したものではありません。
- ・なお、文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかった場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。

Q 4 :

何でも該当調査に先送りする、除外すべきとされているところまで含めるというのでは、科学的(?) 特性マップを否定することになるのじゃないか。概要調査でも今度は何んでも精密調査に先送りする気じゃないのか。ただ文献調査をやりました。概要調査をやりました。ついでに精密調査までやりましたので、ここが最終処分地ですということになりはしないか。

A 4 : 【「地層の著しい変動」である活断層や火山などの広域的な現象については、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しい場合も、その影響が及ぶ範囲を除外します。】

- ・文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかどうかという基準で調査を実施しました。
- ・なお、文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかった場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。

<p>・「地層の著しい変動」である活断層や火山などの広域的な現象は、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しい場合も、その影響が及ぶ範囲を除外します。</p>
<p>Q 5 :</p> <p>留意事項とされていた黒松内低断層帯（白炭断層含む）、雷電山の火山、磯谷溶岩、第4紀の未固結堆積物、低周波地震の震源の分布等々、最終処分法に従えばすべて文献調査の段階で除外しなければならないところを、法律を無視して概要調査の候補としています。このような最終処分地の選定では国民の不信は強まるしかありません。NUMO、国は2012年9月の日本学術会議の原子力委員会への回答（提言）にあるとおり、高レベル放射性廃棄物処分について「現時点での科学的知見の限界がある。安全性と危険性に関する自然科学的、工学的な再検討にあたっては、自律性のある科学者集団による専門的で独立性を備え、疑問や批判の提出に対して開かれた討論の場を確保する必要がある」としています。この提言は間違っていますか？</p>
<p>A 5 :【国の審議会で取りまとめられた評価の考え方に従って調査・評価し、結果についても審議会でご確認いただいております。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の文献調査は、地質学などの学会推薦による専門家などから構成される審議会において取りまとめられた「文献調査段階の評価の考え方」に従い、調査・評価しました。</li> <li>・また、NUMOが取りまとめた報告書案についてもこの審議会でご確認をいただき、いただいたご意見を反映して修正しております。</li> </ul>
<p>Q 6 :</p> <p>過去に言って来た原発の安全性しかり良い事ばかりを言い続ける事は今も変わりません。地震がいつ起こるか専門家さえわからず、活断層はもっと多いはずです。</p>
<p>A 6 :【地層処分は、地震の影響を受けにくいとされています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分の場合、常に地下は地層の重さ分の強い圧力がかかっています。東日本大震災級の揺れが発生したと仮定しても、地震の揺れで加わる力は、常にかかっている力に比べて小さい（例：約 1/20 以下）とされています。また、廃棄体の埋設後の地震の揺れによる影響は、一般論として、地下での揺れが地表付近と比較して小さくなる（1/3から1/5程度）ことや、廃棄体と岩盤と一緒に揺れることから、地下深部の処分施設に地上と同程度の大きな影響が及ぶことは考えにくいとされています。その上で、処分場を設計していく際には、地震の影響も考慮します。具体的には、廃棄体や処分施設が受ける地震の影響について、個別地点における詳細な処分地選定調査の中で、過去の地震の履歴などを綿密に調査・評価するとともに、起こりうる最大の地震動を想定し、工学的対策によって構造や機能の健全性が確保されるかどうか等を検討していくこととなります。</li> </ul>
<p>Q 7 :</p> <p>小さな活断層はどこにあるかわかっていないと思う。プレートなども、ズレとか、移動なども、時期さえ解らずなのに断定しているんですね。</p>
<p>A 7 :【既往の文献、データにより概ね把握できていると考えます。十分な文献がなく評価できなかった部分については概要調査で確認します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月に地層処分技術WGが公表した「最新の科学的知見に基づく地層処分技術の再評価 ―地質環境特性および地質環境の長期安定性について―」では、主な活断層は概ね把握されているものの、空中写真判読や現地調査で確認する必要があるとされています。</li> <li>・文献調査では既存の研究論文や空中写真判読などにより、寿都町内外では20程度、神恵内村内外では10程度の断層が確認されました。</li> <li>・その上で、十分な文献がなく評価できなかった部分については概要調査で確認します。</li> <li>・小さな断層については、調査初期には処分場全体で大きな断層を避け、調査が進むとトンネルなどが小さな断層を避けるようにするといった考え方で調査を進めていきます。</li> </ul>
<p>Q 8 :</p> <p>活断層の可能性を指摘されている。積丹半島西方断層を北電の音波データのみで活断層ではないと判断した理由をおしえてください。</p>

<p>A 8 : 活断層ではないと判断したのではなく、300メートル以深の処分場へ直撃するような断層面を確認するに至りませんでした</p>
<p>Q 9 : 神威海脚西側の断層について、活断層の可能性が高いとしながら、海岸から15キロメートルの地下に分布していないと「考えられる」という理由で概要調査地域の候補にしていますが、その断層が動き津波が起った場合危険ではないでしょうか。</p>
<p>A 9 : 【概要調査以降、津波の影響の把握と必要に応じた対策を検討します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の影響について考慮していないわけではありません。処分場閉鎖後は、坑道が完全にふさがれますので、ガラス固化体に津波の影響が及ばないと考えられます。</li> <li>・ただし操業中は、地上施設やガラス固化体を埋めるトンネルが空いている期間があるので、場所によっては津波の影響により、トンネルや施設に大きな影響が及ぶ可能性があります。</li> <li>・したがって概要調査以降、場所や施設の具体化に伴って、海底活断層などの津波の原因を調査し、その場所への津波を想定するなどして、必要に応じて、地上施設を高台に設置する、防潮堤を構築するなどの適切な対策を検討することになります。</li> </ul>
<p>Q 10 : 火山では第4紀の活動可能性のある熊追山は積丹岳の活動に伴うものが確認されていないとし隆起侵食では第4紀の未固結堆積物が神恵内湾西方沖の大陸棚外縁付近の海底下300メートルに認められるとしながら、300メートル以深の情報がないとして、概要調査の候補としたのは、そもそもNUMOも国もより安全な場所を探そうとしていないのではないかと。</p>
<p>A 10 : 【地下300m以深に分布するかどうか、十分な文献がなく評価できませんでしたので、概要調査で特に確認します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査段階の評価の考え方にに基づき、処分場を設置しようとする深さである地下300m以深)について、第四紀の未固結堆物を避けることとしています。</li> <li>・神恵内村に関する文献調査では、神恵内湾西方の大陸棚の端で第四期末固結堆積物が確認されましたが、文献調査対象地区内の地下300m以深に分布するかどうか、十分な文献がなく評価できませんでした。この点については、概要調査で特に確認します。</li> </ul>
<p>Q 11 : 沿岸海底下まで最終処分地選定の候補地としたのは、陸域での最終処分場の選定は困難だと判断でしょうか。沿岸海底下の最終処分場の選定は、確かに地元民、国民からは見えにくくなるかも知れませんが、事故の危険性がより高くなり、さらに事故が起きたときの対処の困難さは容易に想像がつかます。それでも沿岸海底下まで最終処分地の候補地とするメリットはなんでしょうか。</p>
<p>A 11 : 【沿岸海底下への地層処分については国の研究会においてその技術的可能性があることが示されているため、調査範囲に含めています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸海底下での地層処分については、2016年に国の研究会で検討が行われ、「段階的な処分地選定調査、工学的対策および安全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性はある」とされています。NUMOとしては概要調査地区の候補として海岸から15km内の大陸棚としています。神恵内村の大陸棚は海岸から8～10km度であり、その部分を概要調査地区の候補として考えています。なお、スウェーデンの低中レベル放射性廃棄物処分場は、沿岸海底下（水深約5m、海底下約50m）に設置されています（1988年より操業中）。</li> </ul>
<p>Q 12 : 白炭断層など避ける可能性が高いところがあるにもかかわらず、なぜ、適切でない場所やより好ましい場所がないと言い切れるのか。ごまかしではないかと。</p>
<p>A 12 : 【文献調査では明らかに適性がない場所を避け、不明な点は概要調査で確認します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかという基準で調査を実施しました。</li> <li>・文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかった場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。なお、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク</li> </ul>

<p>内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しいものも含めて、その影響が及ぶ範囲を除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の白炭断層については、文献に基づき、寿都町外南方の地表付近で、約12～13万年前以降に活動した断層面であることが明らかであること、また断層周辺のずれている部分がある可能性が高いことが分かりました。一方で、文献調査対象地区内の処分場の地下300m以深に分布しているかどうかは、十分な文献がなく評価ができませんでした。この点については、「地層の著しい変動」である活断層や火山などの広域的な現象は、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しいものも含めて、その影響が及ぶ範囲を概要調査段階で除外します。</li> </ul>
<p><b>Q13：</b> 寿都、神恵内どちらも海岸が含まれている。おかしいのではないか、大陸棚にも埋めるつもりなのか。</p>
<p><b>A13：</b>【沿岸海底下への地層処分については国の研究会においてその技術的可能性があることが示されているため、調査範囲に含めています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸海底下での地層処分については、2016年に国の研究会で検討が行われ、「段階的な処分地選定調査、工学的対策および安全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性がある」とされています。NUMOとしては概要調査地区の候補として海岸から15km以内の大陸棚としています。神恵内村の大陸棚は海岸から8～10km程度であり、その部分を概要調査地区の候補として考えています。なお、スウェーデンの低中レベル放射性廃棄物処分場は、沿岸海底下（水深約5m、海底下約50m）に設置されています（1988年より操業中）。</li> </ul>
<p><b>Q14：</b> 日本は火山列島、地震列島であると地層分布図で示されています。地質学者多数の専門家もこのような地層で形づくられている日本で10万年以上も安定して核廃棄物を貯蔵しておく場所はないと断定しています。それにもかかわらず、小さな町村のわずかな土地は相応しくないと判定されていないのでOKなのだとすすめようとしているのはおかしいです。どう考えているのでしょうか。</p>
<p><b>A14：</b>【地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選ぶことで、安全な地層処分が可能です。また、余裕を持たせた設計や工学的対策によって、処分事業をより安全なものにしてまいります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処分地の選定にあたっては、断層やマグマによる地層の著しい変動がないことなどを選定基準とし、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選ぶことで、安全な地層処分が可能だと考えております。</li> <li>また、処分場を設計していく上では、施設の健全性が確保されるかどうかを検討するとともに、周辺環境への影響に十分に配慮し、余裕を持たせた設計や工学的対策によって、処分事業をより安全なものにしてまいります。</li> </ul>
<p><b>Q15：</b> 寿都町内での大部分が最終処分場に不適切な第四紀火山であることが、岡村聡名誉教授らの調査で指摘された。調査は中止し、概要調査に進むべきではないと思うがいかがか？</p>
<p><b>A15：</b>【ご指摘の岡村名誉教授による報告の内容では、避ける場所の基準に該当するかはまだ不確かであると考えています。引き続き確認に努めたいと考えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文献調査では、学術論文など「品質が確保され一般的に入手可能な文献・データ」を用いています。ご指摘の北海道教育大学岡村聡名誉教授による報告については、学会で口頭発表されたものであり、現時点で、論文などになっていないと認識しています。引き続き、新たに公表される論文等の把握に努めます。</li> <li>また、避ける場所の基準に照らした評価としては、年代のみならず、火山活動の中心であったか否か等を確認する必要があると考えています。概要調査に進むこととなれば、そこでしっかり確認したいと考えています。</li> </ul>
<p><b>Q16：</b></p>

<p>よくわかる文献の冊子（P 5）寿都の方  ほとんど十分な文献がなく評価が出来ませんでした ①③④⑤  評価が定まりませんでした ②  かくにんできませんでした ⑥  何をしていたんですか？できてないですよ。概要調査で特に確認する事項ばかりですよ？</p>
<p>A 1 6 :【文献調査で十分評価できなかつた部分は、概要調査で改めて確認します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかという基準で調査を実施しました。</li> <li>・なお、文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかつた場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。</li> <li>・「地層の著しい変動」である活断層や火山などの広域的な現象は、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しい場合も、その影響が及ぶ範囲を除外します。</li> </ul>
<p>Q 1 7 :  寿都の新たな火山が生じる可能性について概要調査で特に確認するとしているが、地図（P 3 6）でみる限り、黒松内町にあると思うが、黒松内町長の同意が必要ではないか。そのほかにも、岩内町（雷電山）、蘭越町（尻別岬、尻別川左岸）でも概要調査するというのでよいか。</p>
<p>A 1 7 :【活断層や火山といった広域的な現象については、概要調査で把握することが必要であると考えています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活断層や火山といった広域的な現象については、十分な文献がなく評価できなかつた地点を中心に、概要調査で把握することが必要であると考えています。</li> <li>・概要調査に進ませていただいた場合に、必要に応じて具体的な調査を実施する場所や調査内容についてお示しし、丁寧に御説明をいたします。なお、仮に寿都町外で調査を実施する場合でも、その目的は寿都町への影響範囲を調べるというものです。</li> </ul>
<p>Q 1 8 :  文献処分の精度が少ない・</p>
<p>A 1 8 :【文献調査で十分評価できなかつた部分は、概要調査で改めて確認します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかという基準で調査を実施しました。</li> <li>・なお、文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかつた場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。</li> <li>・「地層の著しい変動」である活断層や火山などの広域的な現象は、基本的に概要調査段階により把握し、許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しい場合も、その影響が及ぶ範囲を除外します。</li> </ul>
<p>Q 1 9 :  神恵内のほとんどが積丹岳 1 5 k m 以内で適当でない（P 5 6 より）</p>
<p>A 1 9 :【神恵内村の概要調査地区の候補は地下施設、地上施設を収容できる面積です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分のためには、一般的に地下 6 ～ 1 0 k m<sup>2</sup>、地上 1 ～ 2 k m<sup>2</sup>が必要です。神恵内村の概要調査地区の候補の面積は、陸域が 3 ～ 4 k m<sup>2</sup>、海域は概算で 1 0 0 k m<sup>2</sup>以上はあります。実際に地層処分可能かどうかは、今後の調査で確認します。</li> </ul>

(2) いただいたご意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・あきれます。NUMOが取る責任って何ですか。放射能は消せるんですか。地下水に入り全道へ広がる可能性も。20%の原発でもゴミは増える。政治家等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金目当ての自治体のおかげで皆が苦勞します。東京近辺でも安全な所はあるんじゃないですか。自分の庭にテクニカルでも作ってください。（10ヶ所位は作れるのでは）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカと日本では土地の広さもちがう。フィンランドとか外国を引きあいに出さないでいい。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>道民投票の実施を検討する考えはあるか？道民全体の意見を問う仕組みを検討するべきではないか？</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>解ったような、お役仕事はやめて欲しい。専門家すら解からない噴火（ふんか）、地形の変化、お金のことばかり考えずに 再生可能エネルギーに力を入れて。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>東京から遠い北海道は、幌延掘削が始まった昔から、常に目を付けられています。地震列島、火山列島の日本が100年以上の後まで、安全である訳がありません。「100年で巨大地震が100回は起きる」と言われています！</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の核のゴミ最終処分場選定に絶対反対です！北海道は道民のものです。広く美しい大地の魅力を台無しにしないで下さい！！</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のスピードが早く、質問のまとめようがない。あえて考えさせないように策した説明会としか思えない。概要調査ありきとしか思えない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>反対派の人たちがNUMO説明中に野次ってうるさく、おそろしかった。最低限のルールを守れず、ただ場を混乱させたいのか？何を目的としているのか？しっかり説明、報告をききたい立場からすると、迷惑以外のなにものでもない。途中で会場内のルールを守らない人を退出させられないものなのでしょうか？マスコミもそのような状況であることをしっかり伝えてもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地層処分の問題が前に進むかは、寿都町、神恵内村で行われている文献調査の結果や概要調査に進むかの自治体や住民の方の判断にかかってくるかと思います。文献調査の結果については、第三者の専門家の意見も踏まえて、文献で分かる範囲の適切な評価が行われていると私は、感じている。なので、関係する自治体の住民の方のご判断にかかってくるかと思います。最近の世の中では、報道などでみんなで足を引っ張りあって、民主主義もあり、なかなか前に進みづらいと私は感じています。その状況下で、問題解決のために、判断され、前進している自治体の方に頭が下がります。将来を見据えた判断をされる際に、現状では反対多数で、民主主義の中、その判断ができないことが多々あると感じます。概要調査に進むにしろ、進まないにしろ、将来、この選択が間違っていなかったと思えるような判断がなされることを、私は期待しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>鈴木知事がおっしゃるように、この問題は北海道だけの問題ではないので、国やNUMOには、全国的な問題と国民に受け取ってもらえるような活動を期待したいです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道全体の問題が、一握りの人の判断、(町長、村長、政治、省庁、電力会社等含む)で決められて良い訳がありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>過去、昔の地層の調査から結果はわかる。温だん化で、これから先の未来の地層がどうなるのか……。数年の調査で結果をだすことには疑問あります。未来への責任が今の私たちにあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本日は学習のために来ました。意見は道知事と同じです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>概要調査は必要ありません。なぜなら、想定域を超えてないからです。地震がくる時期も解からない人達が何が解かるのですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>100万年の時の流れには、巨大地震が100回は起こることです。安全なら、東京近辺で調査して下さい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>この度の文献調査は、「核のゴミ」(最終処分地)を選定するための調査であり、2000年に制定された道条例(北海道における特定放射性廃棄物に関する条例)に明らかに違反しています。一道民として、条例無視の問答無用のやり方に断固抗議します。寿都片岡町長の最近の発言にあるように、住民間の分断を招いたと後悔してはいませんか。道民を分断するこのようなやり方はもうやめるべきです。2011年の原発事故の教訓をいかし、原発推進政策を転換し、再生可能エネルギーに舵を切るべきです。研究というのなら核のゴミの無害化の研究にお金と時間をかけてほしいと願っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>この広い北海道を太陽光、風力、洋上風力、水力は勿論、地熱を開発するべき。経費等を口実にしているようですが、地震がいつおきるかも解からない人達に何が解かるか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの普及を言っておきながら、原発を新設するなどもってのほかです。原発再稼働も反対！</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来の子孫へ手渡すべき古里を台無しにしないで下さい！原発大国にした責任者はあと数十年しか生きてなく、核ゴミを出した10万年の責任を誰も取りません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は原子力政策を進めることで国民の意見を聞いたことがありますか。「核のごみ」の地層処分について決めるときに国民の意見を聞きましたか。国の原子力政策は、核燃料サイクルとして進められてきました。しかし、この政策は破綻しています。高速増殖炉「もんじゅ」はほとんど稼働できず廃炉、1兆円以上のお金をムダにしました。六ヶ所村の再処理工場は完成予定が30年近くも遅れるというあり得ない状態です。ここでも3兆円のお金をムダにしています。たとえ再処理が出来るようになって、日本が保有するプルトニウムの量はその限度に達して、保有自体が問題になります。破綻している原子力政策に基づく「核のごみ」の処分計画そのものの見直が必要だと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NUMOや国は道条例を守る気はないのですか。北海道では1984年から高レベル放射性廃棄物（特定放射性廃棄物＝核のごみ）の受け入れを巡り道民を二分する激しい対立がありました。結果として「核のごみは道内に受け入れない」という道条例と道：幌延町：原子力機構による「三者協定」を結んで、基盤研究だけを行う幌延深地層研究がおこなわれることとなりました。この時、道民の大多数が「核のごみ」持込に繋がると反対しました。それは今も変わっていません。その幌延深地層研究についても、9年間研究が延長され2028年度末までとなりました。そこで地元民・道民は2028年度での施設の解体、埋戻しの約束を守るよう求めています。このような経緯で2000年10月道条例は制定されています。この条例を無視して最終処分場選定の為の概要調査を行なおうということは、道民を無視するものと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寿都町、神恵内村の文献調査報告書は最終処分法第6条第2項違反ではありませんか。最終処分法第6条第2項で定められた「概要調査地区の選定」は1.文献調査対象地区において地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと。となっています。今回の文献調査報告書は、この規定をまったく守らず、法律どおり進めるのは技術的に難しいから「地層の著しい変動」などの「記録がある」または「おそれが多い」ことが明らかなこと、または可能性が高いことを特定の方が評価の確実性が高いと考えられる。として、いわゆるグレーゾーンすべてを概要調査の対象候補地にしてしまいました。最終処分法の選定の考えと真逆の報告書になってます。明らかに法律違反でありこの報告書は違法なものと思います。この結果概要調査地区は科学的特性マップで示した地区よりも拡大してしまいました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寿都・神恵内で住民と十分な話し合いはしましたか。特に寿都町の場合、作られた「対話の場」は、推進する寿都町とNUMO、国によって進められ、反対する町民を運営に参加出来ていません。説明もNUMOの一方的なものだけで、慎重・反対の考えを持つ学者を呼んで問題や理解を深める場を作っていません。住民の理解が進まない中で一方的に進めたことで住民に深い分断がおきました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の説明会で資源エネルギー庁の人の説明とNUMOの人の説明で同じ資料を使っています。同じ説明を長々と聞かされているようでたいくつでした。今後は改善して下さい。</li> </ul>

### (3) 国への質問とその回答

<p>Q1：</p> <p>「三者協定」に反して文献調査を進めたのは何故ですか。</p>
<p>A1：【平成12年に北海道知事、幌延町長、核燃料サイクル開発機構（現JAEA）理事長の間で結ばれた「幌延町における深地層の研究に関する協定書」においては、研究実施区域を最終処分場にしないことが約束されています】</p>
<p>Q2：</p> <p>国は、核燃料サイクルによって95%は再利用し、5%が廃液になるとしていますが、「再処理」は技術的に破綻しているではありませんか。処分できない「核のごみ」を出し続ける原発稼働をやめることが先決ではありませんか。</p>
<p>A2：【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。】</p>

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・我が国は、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としています。一方で、核燃料サイクルについて、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた現状を真摯に受け止め、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。

Q 3 :

住民の意見が分かれているのに、交付金だけ先に払うというのは、お金で反対意見を封じようとしているのではありませんか。

A 3 : 【国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、交付金制度を設けています。】

- ・最終処分事業は長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要であり、このためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要です。また、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金を交付しています。
- ・最終処分は長期にわたる事業であり、地域の皆様のご理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。

Q 4 :

現地でさまざまな活動をしてきたと思うが、小さな町や村の中で住民同士や家庭内で賛成、反対で対立、分断されている状況をどう感じているのか。どちらにすべきか悩んでいる住民もいると思う。心は痛まないのか。片岡町長は最近、そのことに気づいたようだが、経産省の人間性は「原発ホワイトアウト」や「東京ブラックアウト」に描かれているとおりののか。

A 4 : 【引き続き丁寧な対話活動や、正しい情報発信に取り組めます。】

- ・地域の皆さまに、ご不安やご懸念の声があることも十分承知しており、こうした声のひとつひとつお答えしながら、一層の対話活動を進めて参りたいと考えています。
- ・また、処分場の建設までは文献調査、概要調査、精密調査を段階的に実施しますが、その調査期間内に放射性廃棄物を持ち込むことは一切ありません。こうした中でも、事実と異なる風評が起これる場合には、正しい情報に関する一層の国民理解や情報提供に取り組む所存です。

Q 5 :

2020年1月の自治体説明会資料（資源エネルギー庁）で、カナダの事例として、「22地域が関心を表明し、5地域が予備的評価段階に進み、うち3地域でボーリング調査（概要調査に相当）等を実施中」とあるが、2022年5月の対話型全国説明会資料（資源エネルギー庁、NUMO）では、

カナダ 関心表明22 文献調査相当2

フランス 関心表明30 文献・概要調査相当10 精密調査1

スウェーデン 文献調査相当88 概要・精密調査相当2 処分地1

と記載されているが、どちらが正しいのか。



<p>A 5 : 【カナダの処分地選定プロセスは、文献調査段階の中でも細かくスクリーニングをかける形になっております】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダの処分地選定プロセスは、9段階からなり、この第2段階で関心表明と初期スクリーニング、第3段階が机上調査や空中物理探査・限定的なボーリング調査、第4段階で詳細なサイト評価を完了することとなっています。関心表明を行った自治体は22自治体で、うち21自治体が初期スクリーニングを通過しました。第3段階のうち机上調査を通過したのが11自治体です。その後、限定的なボーリング調査を行う地点を3地域（7自治体）選定し、最終的にボーリング調査を実施したのが2地域です。</li> </ul>
<p>Q 6 :</p> <p>自治体説明会資料（2020年1月、資源エネルギー庁）によれば、「関心グループの数を2020年を目途に100程度（現状約50）」とのことだったが、5年が経過した2025年1月時点でいくつになったのか。</p>
<p>A 6 : 【これまでに全国で約210の関心グループに活動いただいています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで地域の経済団体、大学・教育関係者、NPOなど、約210のグループに、NUMOが実施する学習支援事業等を活用した勉強会や講演会、関連施設見学会等の活動を行っていただきました（2024年12月時点）。</li> </ul>
<p>Q 7 :</p> <p>今のところ文献調査の3箇所はいずれも知事が反対していて、概要調査に移行できないが、将来、知事が代って概要調査へ移行が可能となった場合、少なくともその時点での新たな知見や指摘に対する追加的・補足的調査ぐらいはやるということでもいいか。それとも、概要調査に先送りする気か。</p>
<p>A 7 : 【その意に反して先へ進むことはありません。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。</li> <li>・なお、知事と市町村長は、その時々を民意を踏まえて判断されるものと認識しており、国としてその判断を最大限尊重することになります。このため、プロセスを再開するかどうかも含め、その時々地域の意向を確認することが大前提であると考えています。</li> </ul>
<p>Q 8 :</p> <p>北海道民全体の意見をどのように反映させるのか？特定の自治体の判断だけで進めるのではなく、道民全体が納得する形で進める仕組みはあるのか？</p>
<p>A 8 : 【その意に反して先に進むことはありません。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。</li> </ul>

#### (4) 北方四島に関する意見とその回答

<p>Q 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/23の説明会で「一石二鳥三鳥」発言されたのは植田NUMO理事だと報道されていました。事実なのでしょうか？</li> <li>・北方領土に関する発言の中で資源エネルギー庁の横手課長が「実現すれば魅力的な提案だが、現実的には難しい」と発言したと報道されました。事実でしょうか？</li> <li>・NUMO謝罪の会見の中で北方領土に核のゴミ最終処分場を作らない、作るつもりもないと発言されました。日本の領土の中で、何故なのでしょうか？</li> </ul>
<p>A 1 : 【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】</p>

- ・ 2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・ このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

※ 会場で質問票にご記入いただいたご質問やご意見は、誤字や脱字も含めて可能な限りそのまま転記を行い、再現しています。

以 上